資料1

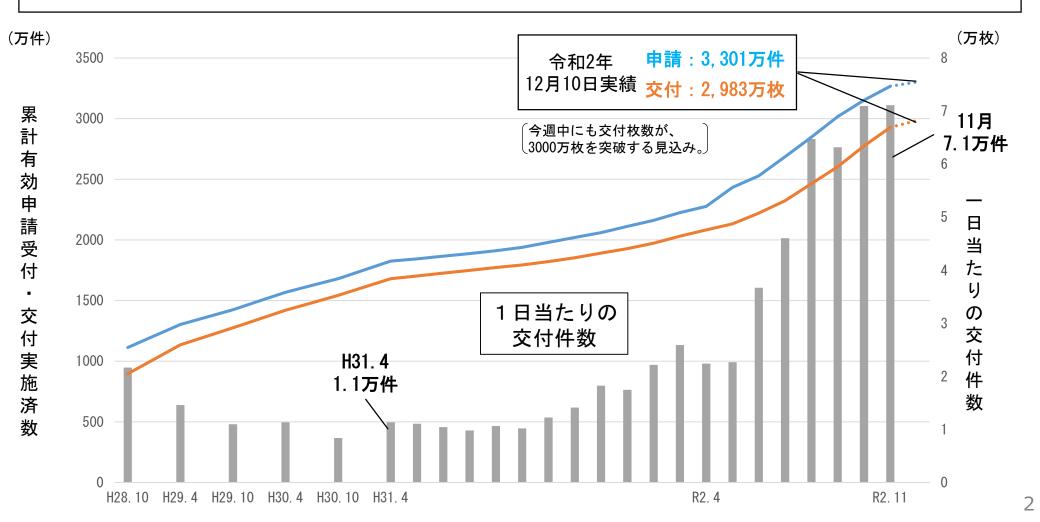
# 地方行政のデジタル化について

令和2年12月14日総務省自治行政局

# マイナンバーカードの普及

# マイナンバーカードの申請・交付状況

- 〇 昨年度の交付件数は約1万件/日であったが、交付円滑化計画の策定を依頼した 令和元年9月以降増加し、令和2年11月に交付件数は約7.1万件/日となった。
- ⇒ 令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することを目指し、取組の強化が必要 (現在、カード未取得者にオンライン申請が可能なQRコード付き申請書を送付中)



# マイナンバーカードの交付状況 (令和2年12月1日現在)

# 1 団体区分別

区分	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R2.12.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,138,033	29,341,772	23.1%
特別区	9,570,609	2,672,897	27.9%
政令指定都市	27,540,108	6,750,406	24.5%
市(政令指定都市を除く)	79,244,110	17,782,943	22.4%
町村	10,783,206	2,135,526	19.8%

#### 2 区分別交付率上位10位 【特別区·市】

団体名	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R2.11.30時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	164,506	80,227	48.8%
石川県加賀市	66,350	30,841	46.5%
兵庫県三田市	111,934	41,178	36.8%
奈良県橿原市	121,736	44,555	36.6%
鹿児島県西之表市	15,176	5,457	36.0%
東京都中央区	168,361	59,405	35.3%
奈良県生駒市	119,483	41,518	34.7%
東京都港区	260,379	89,829	34.5%
北海道千歳市	97,552	33,201	34.0%
長崎県大村市	96,963	32,630	33.7%

#### 【町村】

団体名	人口 (R2.1.1時点)	交付枚数 (R2.11.30時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	340	247	72.6%
大分県姫島村	1,991	1,071	53.8%
静岡県西伊豆町	7,741	3,906	50.5%
茨城県五霞町	8,512	3,980	46.8%
長野県南牧村	3,113	1,311	42.1%
福島県富岡町	12,728	5,306	41.7%
鹿児島県屋久島町	12,334	5,101	41.4%
鹿児島県中種子町	7,924	3,040	38.4%
沖縄県伊是名村	1,408	539	38.3%
福島県昭和村	1,244	470	37.8%
		·	

# マイナンバーカードの都道府県別交付枚数等について

# 都道府県一覧(令和2年12月1日時点)

順位	都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R2.12.1時点】	人口に対する 交付枚数率	9月1日から の増加率	順位	都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R2.12.1時点】	人口に対する 交付枚数率	9月1日から の増加率
1	宮崎県	1,095,903	343,284	31.3%	+4.4	25	三重県	1,813,859	392,911	21.7%	+4.5
2	東京都	13,834,925	3,788,432	27.4%	+3.4	26	富山県	1,055,999	226,595	21.5%	+4.2
3	奈良県	1,353,837	368,692	27.2%	+4.4	26	鹿児島県	1,630,146	349,970	21.5%	+3.1
4	兵庫県	5,549,568	1,468,783	26.5%	+4.1	28	香川県	981,280	210,098	21.4%	+4.9
5	神奈川県	9,209,442	2,352,868	25.5%	+3.1	29	栃木県	1,965,516	418,298	21.3%	+3.0
6	大阪府	8,849,635	2,204,615	24.9%	+3.9	29	山梨県	826,579	176,132	21.3%	+3.4
7	滋賀県	1,420,948	349,772	24.6%	+4.7	29	鳥取県	561,175	119,805	21.3%	+3.9
8	長崎県	1,350,769	325,861	24.1%	+3.3	32	愛媛県	1,369,131	284,330	20.8%	+3.9
9	千葉県	6,319,772	1,501,464	23.8%	+3.6	33	岡山県	1,903,627	394,054	20.7%	+4.2
9	山口県	1,369,882	325,525	23.8%	+4.5	34	北海道	5,267,762	1,069,797	20.3%	+3.2
11	京都府	2,545,899	600,983	23.6%	+3.8	35	福井県	780,053	157,659	20.2%	+4.3
12	熊本県	1,769,880	414,169	23.4%	+3.3	36	岩手県	1,235,517	248,480	20.1%	+2.7
13	広島県	2,826,858	646,692	22.9%	+4.4	37	和歌山県	954,258	191,031	20.0%	+3.3
14	静岡県	3,708,556	842,954	22.7%	+4.3	38	秋田県	985,416	195,671	19.9%	+3.2
15	茨城県	2,921,436	654,259	22.4%	+3.4	39	青森県	1,275,783	252,449	19.8%	+2.6
15	埼玉県	7,390,054	1,652,097	22.4%	+3.7	40	福島県	1,881,981	371,280	19.7%	+2.9
15	福岡県	5,129,841	1,148,977	22.4%	+3.9	41	岐阜県	2,032,490	389,874	19.2%	+3.9
15	大分県	1,151,229	258,084	22.4%	+3.5	42	沖縄県	1,481,547	280,282	18.9%	+2.7
19	徳島県	742,505	164,845	22.2%	+5.6	43	長野県	2,087,307	392,219	18.8%	+2.7
20	宮城県	2,292,385	505,706	22.1%	+3.4	44	群馬県	1,969,439	367,430	18.7%	+2.8
20	石川県	1,139,612	251,937	22.1%	+5.7	45	山形県	1,082,296	197,501	18.2%	+3.1
22	島根県	679,324	149,150	22.0%	+4.0	46	新潟県	2,236,042	394,048	17.6%	+2.9
23	愛知県	7,575,530	1,651,039	21.8%	+4.2	47	高知県	709,230	112,030	15.8%	+3.0
23	佐賀県	823,810	179,640	21.8%	+3.7		全国	127,138,033	29,341,772	23.1%	+3.7

# マイナンバーカードの普及に係る対応策強化及び利便性の向上

マイナンバーカードの普及に係る対応策を強化するとともに、その利便性のさらなる向上のため、下記の事業の実施を予定しており、現在、これに対応する予算要求を行っているところ。

## 令和2年度第3次補正予算

- 1. マイナポイント事業の拡充(3月末までにカードを申請した方に対象を拡大し、期間を半年間延長、対象人数を拡充)
- 2. 広報活動の強化(TVCM等の広報やショッピングセンター等での申請受付キャンペーン事業の実施等)
- 3. 市町村による普及促進や交付体制のさらなる充実の支援
  - ① 臨時交付窓口設置費用の支援(補助金の増額)
  - ② 出張申請受付や申請サポートの支援(補助金の増額・新たに宣伝費用や集客経費などを補助対象として拡充)
  - ③ 交付効率化に資する機器等の導入支援(交付管理システム及び券面記載事項変更ための機器購入への補助)
- 4. さらなる安定稼働に向けたシステムの充実等
  - ① マイナンバーカード関連システムの増強(災害時等におけるバックアップ体制の充実等)
  - ② マイナンバーカードの海外継続利用に係るシステム改修

#### 令和3年度当初予算

- 5. 市町村のカードの交付に必要な端末の導入や人員増等に係る経費に対する国庫補助(継続)
- 6. 郵便局での電子証明書の発行・更新等を委託するための回線経費や委託費等に対する国庫補助(新規) ※郵便局事務取扱法の改正案を次期通常国会に提出予定

## 改訂後の交付円滑化計画の取りまとめ結果について

(経緯) ・令和元年9月11日 交付円滑化計画の策定を要請する通知を発出

・令和2年10月27日 都道府県知事、市区町村長宛の大臣書簡により、交付円滑化計画の改訂を要請

交付円滑化計画の改訂を要請する通知を発出

・令和2年12月 全市区町村から改訂後の交付円滑化計画が提出

#### <u>1.市区町村の想定交付枚数の合計</u>

令和2年9月末時点	令和2年9月末時点 令和2年度末時点		令和4年度末時点	
2,604万枚(実績)	4, 481万枚	8,540万枚	1 億2, 362万枚	

#### <u>2. 交付窓口数の増強予定</u> ※令和2年9月比。以下同じ。

令和3年4月までに窓口数を増強予定の団体:367団体(合計人口6,256万人)。うち1.5倍以上増強する団体:207団体

・政令市・中核市・特別区(103団体)のうち、69団体が増強予定で、25団体が1.5倍以上増強予定

(合計人口2,936万人)

#### 3. 職員配置数の増強予定

令和3年4月までに職員数を増強予定の団体:957団体(合計人口1億866万人)。うち1.5倍以上増強する団体:519団体

・政令市・中核市・特別区(103団体)のうち、94団体が増強予定で、55団体が1.5倍以上増強予定

# (合計人口5,982万人)

#### <u>4.土日開庁の実施予定</u>

令和3年4月までに土日開庁の実施日数を増やす団体:588団体(合計人口4,843万人)

- ・政令市・中核市・特別区(103団体)のうち、40団体が土日開庁を増やす予定(平均: 2.7日→3.5日に増)
- ⇒ ほとんどの団体が政府方針に沿った想定交付枚数を設定し、市部を中心に窓口数・職員数・土日開庁の増強に取り組んでいるが、大都市においてまだ十分な体制となっていない団体がある。
- ※増強が進まない理由として、①庁舎内での場所の確保に限界、②必要な国庫補助金が得られるか不安、③人員確保が困難等の意見があった。
- ⇒ 第3次補正予算の積極的な活用をお願いしたい。

# 次期通常国会提出予定法案(マイナンバーカード関係)の概要

# マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

○ 郵便局における電子証明書の発行等(郵便局事務取扱法)

マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を、住所地市町村が指定した郵便局において取り扱うことができることとする。

○ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報等の提供(公的個人認証法)

署名検証者等の求めがあった場合において、本人の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)等の提供を行うこととする。

○ 電子証明書のスマートフォンへの搭載(公的個人認証法)

スマートフォン(移動端末設備)に搭載される電子証明書の規定を新設し、その発行手続、有効期間、記録事項、失効事由、失効情報の記録、発行に係る事務に関する手数料の徴収等を定めることとする。

○ 転入手続に要する時間の短縮化(住民基本台帳法)

マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入先に住基ネット回線を通じてあらかじめ通知するための規定を整備することとする。

## マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化

- □ 国のガバナンスの強化(地方公共団体情報システム機構法、番号法、公的個人認証法等)
  - ・ J-LISについて、国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管することとする。
  - ・ J-LISの代表者会議に国の選定する者を加え、理事長の任免を国が認可することとする。
  - ・J-LISによる個人番号カードの発行及び公的個人認証サービス事業について、国が目標を設定し、J-LISの定める計画を認可 するとともに、国による財源措置の規定等を設けることとする。
  - ・ J-LISによる目標等の実施に関して国が改善措置命令を行えるようにし、命令違反の場合は理事長の解任を求め、解任されない場合は国が解任することとする。
  - ・電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務とすることとする。 等

# 地方公共団体の個人情報保護制度

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方(改正の方向性)

#### <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの> <改正の方向性> 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定 の両立 ※ いわゆる[2000個問題] 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラ ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること インを策定 等への問題提起がなされている その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略 の保護措置を許容 への整合 例)・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加 例)・EUにおけるGDPR(一般データ保護規則)十分性認定 ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT(信頼ある自由なデータ流通) 手続きを規定 例)・独自情報を追加 例)一部の規定がない 例)審議会等からの意見聴取 例)条例を制定していない ・国と異なる規定ぶり 地方公共団体の現状 国の D市 規律の対 (規律の対象が B組合 A市 E市 C市 (国と同じ規律) 国より多い) (規律なし) (手続を付加) (規律の対象が 国より少ない) 共通ルールの設定※ 共通ルールの設定により 必要最小限の独自の保護措置 国と異なる規定ぶりは解消 共涌ルール化後 意見聴取手続の 必要性を精査

※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

B組合

A市

共通ル

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

C市

D市

E市

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方(改正の概要)

#### 趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR(一般データ保護規則)十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT(信頼ある自由なデータ流通)など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、 国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

#### 概要

#### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と 同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用 ※⑤、⑥に係る部分は除く

#### ② 定義の一元化

・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用 例:容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報等

#### ③ 個人情報の取扱い

・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用 例:保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等

#### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用 ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様 (1,000人以上等)とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

#### ⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

#### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律 を適用
- ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、 他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

#### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能

例:個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合等

#### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例:手数料、処理期間等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等 について必要な助言(ガイドライン等)を行う

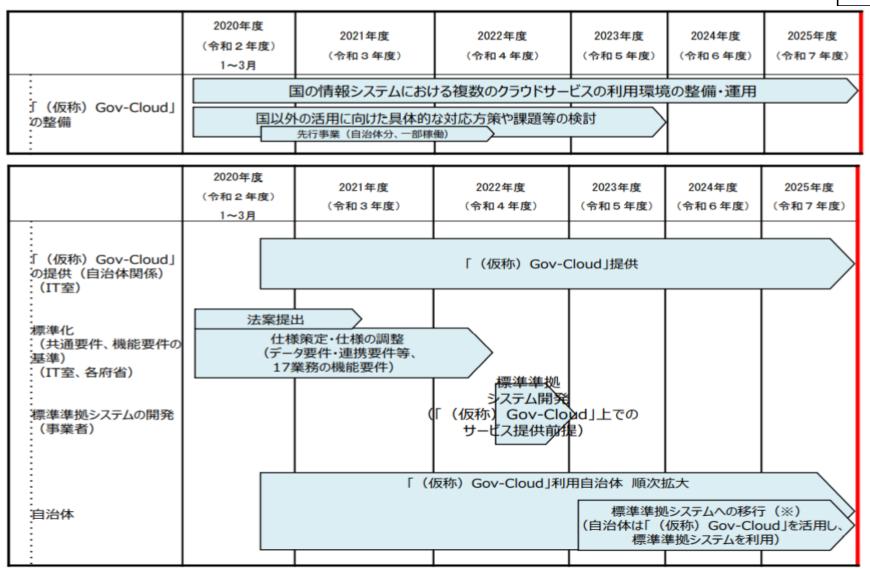
#### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

# 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

# マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(案)(抜粋)

12/11 マイナンバー 制度及び国と地方の デジタル基盤抜本改 善WG資料から抜粋



## 地方公共団体のデジタル基盤改革の推進

#### 基本的な考え方

○ 各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報 システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

<参考>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)(抜粋)

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全

力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での 財政的な支援を行う(※)。

(※) J – L I S (地方公共団体情報システム機構) に時限的な基金を創設するとともに、J – L I Sへの国のガバナンスを強化する法改正に際し、基金の位置付けについても検討する。

#### 令和2年度第3次補正予算 要求概要

#### 1 自治体情報システムの標準化・共通化

【基金(令和7年度まで)】

・ 基幹系情報システムについて、ガバメントクラウドへの移行のための準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)やシステム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)に対する補助(国費10/10)

#### 2 オンライン手続の推進(マイナポータル)

【基金(令和4年度まで)】

・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費に対する補助(国費1/2)

#### 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行

【基金(令和4年度まで)】

・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助(国費1/2)

## マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(案)(抜粋)

12/11 マイナンバー 制度及び国と地方の デジタル基盤抜本改 善WG資料から抜粋

#### 「(仮称)Gov-Cloud」の整備

- 国の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境(「(仮称)Gov-Cloud」)を早期に整備し、その運用を開始する。
- これにより、業務改革(BPR)、業務・データの標準化等を前提に、「(仮称)Gov-Cloud」を活用して各システムを構築することで迅速な構築・柔軟な拡張・最新のセキュリティ対策・コストの大幅低減などを実現できる。
- また、独立行政法人、**地方自治体**、準公共分野(医療、介護、教育等)等**の情報システムについても、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

#### 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用

- 自治体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、 関係府省において作成する。これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に 準拠して開発したシステムを自治体が利用することを目指す。
- このため、**自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出する**。
- **国は、財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う**。その際には、「(仮称)Gov-Cloud」の利用に応じた自治体の 負担の在り方について合わせて検討する。
- また、**目標時期を2025年度**とし、それに向けて自治体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。その際、17業務 の標準化並びに共通化について、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基 本方針の下に全体を調整しつつ推進する。
- なお、取組においては、**多様な自治体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、自治体にわかりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

# 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に関する法制上の措置(案)について

#### 概要

#### ①情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性と、 住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化 の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
  - ※児童手当、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援等

#### ②国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成(閣議決定)
  - ▷標準化に関する基本的な方針、目標
  - ▽データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等、各情報システムに 共通の事項
  - ▷標準化のための基準の策定の方法及び期間 等
- ●内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成【内閣総理大臣を追加】

#### ③情報システムの基準の策定

- ●所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準(省令)を策定
- ●内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、 サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに 共通の事項の基準(省令)を策定 【内閣総理大臣を追加】
- ●策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

#### ④基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、 移行期間内に、基準に適合することが必要
- ①の事務以外の事務を、①の事務と一体的に処理することが 効率的・効果的である場合に、基準に適合するシステムの 機能等に最低限度必要な改変・追加が可能

#### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、全国的な規模で共同利用が可能なものとして提供されるクラウドにより運用するよう努める 【追加】
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、 地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

# 地方自治体のデジタル人材の確保・育成のための支援(案)

# 【外部人材の確保】

プロパー職員が担うことが多いCIOを補佐するCIO補佐官等を想定。高度なデジタル知識を有していることが期待される。

○ <u>デジタル庁・総務省・都道府県が連携</u>して市町村のCIO補佐官等の外部人材任用等を支援 (複数市町村での兼務等を想定)

・デジタル庁 : デジタル庁人材と自治体向け人材を同時にリクルーティング、人材のレベル維持

・総務省 : デジタル庁・企業の協力のもと都道府県へ人材紹介

・都道府県 : 地域の人材の掘り起こし、市町村のニーズの調整

# 【内部人材の育成】

プロパー職員を想定。基本的なデジタル知識を有していることが期待される。

- ○**デジタル庁・総務省が連携**して以下の取組を実施
  - ・自治体のデジタル担当職員とデジタル庁との対話を促進するため、オンラインでのデジタル化に関する意見交換の仕組みである「**共創プラットフォーム」**を創設
  - ・デジタル担当職員に対するデジタル庁等の**研修**
  - ・自治体のデジタル担当職員のデジタル庁への出向等のキャリアパスを通じたデジタル人材としての育成